

## 取 扱 基 準

名 称	経営発展支援事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	就農後の経営発展のために、新規就農者が機械・施設等を導入する場合に助成を行う。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業活用経営体数 1件 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	機械・施設等を導入する場合の事業費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助率：3/4 以内 補助上限：1,000 万円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> リスクの高い新規就農者の設備投資について、手厚い補助が必要であるため。
開始時期	令和 8 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 10 年 9 月 30 日
終 期	令和 11 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	[媒体] 整備した施設・機械
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768 (直通) e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp